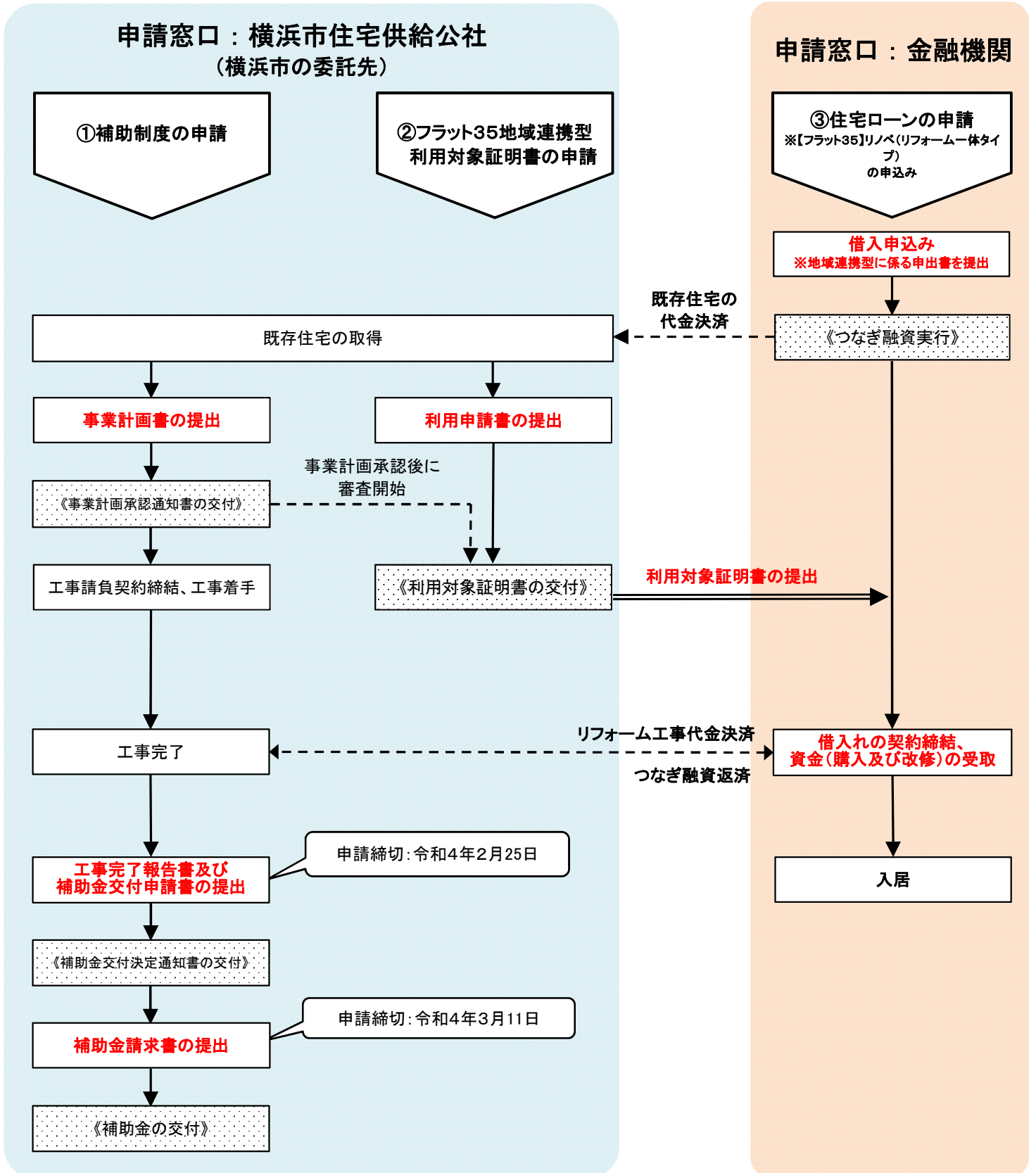


【横浜市住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度】 【フラット35】地域連携型利用時の申請フロー 概略版

補助制度申請者が「【フラット35】地域連携型」を利用する場合は、以下のとおり、①②③の申請手続きを進める必要があります。
 なお、既存住宅を購入し改修工事を行うことが前提となるため、【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)のフローを例として記載しています。
 改修工事代金を自己資金で用意する場合など、既存住宅購入のみに【フラット35】を利用する場合も、【フラット35】地域連携型の対象となります。



※ 赤字部分が申請者が行う主な手続き、《 》部分が横浜市及び金融機関が行う手続き等です。